

令和7年度（令和6年度からの繰越分）生産性向上・職場環境整備等事業 給付金審査及び申請相談等対応業務委託の受託者公募に関する説明書

1 事業の概要等

(1) 目的

本業務は、賃上げ等のための生産性向上の取組を支援し、医療人材の確保・定着を図るため茨城県が実施する「令和7年度（令和6年度からの繰越分）生産性向上・職場環境整備等事業給付金審査及び申請相談等対応業務」について、申請書類の審査と相談等への対応を目的とする。

(2) 事業内容

ア 申請に関する相談対応業務

イ 申請書の受付・審査及び資料等の管理保管業務

※ 業務の詳細は仕様書を参照のこと。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年1月30日まで

(4) 見積限度額

26,044,700 円

※この金額は事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

2 担当部署

〒310-8555 水戸市笠原町978番6（茨城県庁14階）

茨城県保健医療部医療人材課 人材育成グループ（担当：澤田）

TEL：029-301-3151

FAX：029-301-3194

E-mail：iry2@pref.ibaraki.lg.jp

3 応募申請書提出者の資格要件

次の条件のすべてを満たす者であること。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札への参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号の規定に該当する者でないこと。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。

- (6) 茨城県内に本店又は茨城県への入札・契約等を委任した支店等を有する者であること。
- (7) 公告の日を基準として、過去5年間に、本件業務と類似した業務を受注した実績を有すること。

4 質問書受付・回答

本要領及び仕様書の内容についての質問は、簡易なものを除き、質問書により行うこと。

(1) 提出期限

令和7年4月18日（金）17時まで（必着）

(2) 提出方法

次のメールアドレス宛に提出するとともに、電話で送付確認を行うこと。

iryoy2@pref.ibaraki.lg.jp

(3) 提出書類

質問書（様式第5号）

(4) 質問に対する回答

質問書を提出した者にメールで回答する。

合わせて、医療人材課のホームページで公開する。

※本要領及び仕様書の内容以外の質問については、回答しない。

5 応募方法

(1) 提出書類

提出書類	様式	備考
① 応募申請書	様式第1号	
② 資格要件に係る申立書	様式第2号	
③ 企画提案書	様式第3号	
④ 見積書	様式第4号	・内訳書（任意様式）を添付すること。
⑤ その他	任意様式	・任意提出。会社のパンフレット等。

(2) 提出方法

次のメールアドレスに提出するとともに、電話で送付確認を行うこと。

iryoy2@pref.ibaraki.lg.jp

(3) 提出期限

令和7年4月28日（月）17時まで（必着）

(4) 応募の際の留意事項

- ① 提案は、1法人1件とする。
- ② 提出期限後は、提出書類の変更は一切認めない。
- ③ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ④ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該応募申請を失効又は無効とする。
- ⑤ 応募に関する費用は、全て応募者の負担とする。
- ⑥ 必要に応じて、県から追加資料の提出を求められることがある。

6 審査

(1) 審査方法

企画提案内容について、プロポーザル選定委員会を開催し、委員による審査を行う。
審査は提出書類により行い、プレゼンテーションは行わない。

(2) 審査基準

区分	評価項目
①理解度	事業の趣旨、目的及び内容を十分に理解した提案となっているか。
②業務計画	事業の遂行にあたり、適切な計画となっているか。
③人材の育成・監督	業務員を監督し、また、必要な業務知識や手順等を教育できる体制になっているか。
④運営体制	相談対応や受付・審査の状況など、業務の進捗を管理できる体制になっているか。
⑤個人情報の取扱い	業務を効率的に実施するとともに、個人情報漏洩を防止する体制になっているか。
⑥実績	医療機関等からの審査、相談対応業務を遂行した実績があるか。
⑦提案	実績に基づいたより効果的な提案がなされているか。
⑧参考見積額	費用対効果は十分なものとなっているか。

(3) 結果通知

選定結果は令和7年5月12日（月）以降に通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(4) 契約締結

県は、第一位の提案事業者からあらためて見積書を提出させたいうえで、契約締結について交渉する。契約が成立しない場合には、次点の提案者と交渉を行う。

契約書の作成に必要な経費は、全て応募者の負担とする。

7 その他

(1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(2) 受託者は、個人情報の取扱いには厳重に注意し、漏洩、滅失等がないよう、その管理を徹底しなければならない。

(3) 受託者は知り得た秘密情報を第三者に漏洩してはならない。委託業務が完了した後も同様とする。